

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ リース組合事業の損金算入規制

Q : 会社が、組合形態のリース事業をした場合に組合事業の損失を全額損金算入できなくなったそうですが、詳しい内容を教えてください。

A : 次のような内容になっています。

【解説】

法人が、民法組合や匿名組合の組合員になって、いわゆるリース事業を行うような場合の組合損失額については、今年(平成19年)4月1日以後契約分(平成19年4月1日前に契約した航空機の賃貸にかかるものを除く)以後、次のように取扱われます。

- ① 組合債務を弁済する責任限度が、実質的に組合財産の価額とされている場合等には、組合損失額のうち出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。
- ② 組合事業が実質的に欠損と見込まれる場合には、組合損失額の全額を損金の額に算入しない。

この取扱いは、外国における組合契約に類する契約を締結している法人にも適用され、また、外国における有限責任事業組合契約に類する場合にも適用されます。

なお、この規定は、法人組合員が組合の重要な業務の執行に関与し、自ら執行している場合には適用されません。

また、事業組合が実質的に欠損と見込まれるかどうかは、組合事業の形態や債務弁済に係る契約や損失補てん契約の内容等の状況によって判断されます。

